

第7回西和賀町議会定例会

令和6年3月15日（金）

午後 1時00分 開 議

議長 出席議員数は全員であります。会議は成立をしております。

これから本日の会議を開きます。

傍聴される皆さんに申し上げます。傍聴席では、傍聴の際の留意事項をお守りください。

議事日程は配付のとおりであります。

内記町長並びに柿崎教育長より説明員として出席する旨の届出のあった者の職氏名については、着席のとおりでありますので、呼称は省略しますが、これを受理しました。

ここで町長より行政報告のための発言を求められておりますので、この際これを許します。

内記町長。

町長 私から、2項目について行政報告を申し上げます。

初めに、監査委員の退職の承認について報告します。高橋政芳代表監査委員より、一身上の都合により令和6年3月31日をもって退職したい旨の退職願の提出があったことから、地方自治法第198条の規定に基づき、これを承認いたしました。

高橋政芳代表監査委員は、平成27年から9年3か月の長きにわたり、収支の均衡並びに健全な行財政運用の観点から監査、検証及び審査など、公正な立場で職務を遂行され、町政の発展に多大なご尽力をいただきましたことに感謝申し上げます。今後ともご指導いただきたいと思います。

次に、令和6年度における西和賀さわうち病院の医師体制について、医師の異動がございますので、報告します。総括院長の北村道彦医師でございますが、この3月末をもって定年退職

されることとなりました。平成26年度からこの3月まで10年の長きにわたり、本町の地域医療を支えていただいたことはもちろんのこと、県内全域における医師配置調整にもご尽力され、さわうち病院にとどまらず手腕を発揮していただきました。4月からは、非常勤職員として週3回、外来診療を中心に勤務いただくこととしております。北村医師には、これまでのご労苦に感謝するとともに、引き続きご健康に留意され、町民の健康のため、そして病院職員育成のためご指導いただきたいと思います。

また、令和6年度におきましても、岩手県に対し医師の派遣要請をしまいいりましたが、このたび継続派遣を行う旨の通知があったところでございます。さらに、岩手県市町村医師養成医師として、新たに4月から1名着任いただけることとなりました。

いずれも現在県及び関係機関との間で職員派遣に関わる契約手続きを行っているところであり、氏名等についてはまだ公表することはできませんが、派遣に関してご尽力いただきました関係者各位に感謝を申し上げます。

これにより医科につきましては、小原院長を含めて常勤医師3名、北村医師を含めて非常勤医師2名での診療体制となるものでございます。

このほか、整形外科や神経内科などの専門診療科につきましては、これまでと同様に外部からの診療応援をいただきながら、地域医療の確保に努めてまいりたいと思っております。

私から、以上2項目についての行政報告であります。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長 以上で行政報告を終わります。

それでは、直ちに日程に従って議事を進めま

す。

これから日程第1から日程第8までの審議をしますが、これらについては既に予算審査特別委員会を設置し、審査を行っており、委員長より審査終了の旨の届出がなされております。このため、初めに審査結果の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長、北村嗣雄君。

1 番 予算審査特別委員会委員長報告。

令和6年2月29日に予算審査特別委員会に付託された事件について、西和賀町会議規則第77条の規定により、その審査結果を報告します。

付託された事件は、議案第27号から第34号までの8会計の令和6年度予算議案です。

議長を除く議員11人による予算審査特別委員会を組織し、3月8日から13日にかけて関係課長などから説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果につきましては、議案第27号から第34号までの全ての議案を原案のとおり可決すべきとの委員全員からの賛成を得て決したところです。

この報告では、予算審査特別委員会における審査の過程について抜粋、一部要約し報告しますが、審査の詳細については後日、町のホームページで公開される予定の議事録をご覧くださいと思います。

まず、予算とは、直接住民の生活を左右し、1年間の福祉のあり方を示すものであることから、広く客観的に町民全体の立場に立った公平なものでなくてはなりません。このため、予算審査での重要な着眼点は、予算が堅実なものであるか、どれだけの住民サービスを行い、町民の福祉の向上が図られるのか、決算も考慮しつつ無駄はないかといった点です。

西和賀町は、少子高齢化などにより経常的な経費が膨らんでいる傾向があり、財政は逼迫し硬直化しています。令和6年度の西和賀町の全会計の予算総額は117億7,800万余りで、令和5年度と比較すると2億6,300万余りの増となっ

ています。簡単に申し上げれば、町の行政サービスを1年間維持させるためには年間117億もの費用が必要であるということですが、先ほども申し上げたとおり、人口減少などの理由から収入は思うように増えていません。

しかし、物価の高騰により、同じ事業をするにも昨年よりもお金がかかるほか、行政サービスをストップさせることはできないので、少ない予算を効率よく配分し、かつ事業の取捨選択が求められているわけです。

それでは、計数の詳細については省略させていただき、審査の概要をかいつまんで報告するほか、最後に委員長としての所感を述べさせていただきます。

最初に、総務課の審査では、町では無線操縦により空撮が可能となる小型無人機のドローンを2機保有していますが、その利活用について、災害時の利活用だけでなく、例えば熊の発見などにも活用できるよう検討すべきではないかなどの質問がありました。町からは、現在保有している機体は3年前に導入したもので、当時はそのような機能がなかった。今後機体を更新する際に、指摘のあった事項も踏まえ検討していきたいとする趣旨の答弁がありました。

ふるさと振興課の審査では、町では地域組織の活動に対し、地域づくり組織一括交付金交付をし、その活動を後押ししていますが、昨今の光熱水費の高騰から、現状の額に別枠で割増し交付する必要があるのではないかと問いに対し、この交付金は令和4年度から交付しているが、それまで交付していた自治活動交付金の額を基に、均等割4割、世帯数割5割、面積割1割で交付額を算定している。今のところ、割増し交付は考えていないが、物価高騰も配慮しつつ、活動が活発な組織とそうでない組織との配分比率を変えていく必要があると考えているとする趣旨の答弁がありました。

企画課の審査では、町内の公共交通機関となる町民バスに関し、町民の利便性を高め、利用

を促進し、持続的な交通体系とするために、町民がどのような運行を望んでいるかニーズ調査を実施するべきではないかとの問いに対し、過去にニーズ調査を実施した経緯がある。令和6年度においては、ニーズ調査の実施は予定していないとの趣旨の答弁がありました。

町民課の審査では、本年3月1日から稼働している川舟郵便局に設置したキオスク端末で、住民票や印鑑証明書の交付サービスを実施していることについて、町内の他の郵便局へも導入し、サービスを拡大させる意向はあるかと質問したところ、庁舎に近い郵便局もあるので、町内にある全郵便局への導入は考えていない。今後は、コンビニエンスストアでも交付できる方向で検討していきたいとする趣旨の答弁がありました。

観光商工課の審査では、特定の期間実施する錦秋湖の大滝ライトアップに関し、好評な事業であるが、駐車場周辺や駐車場から大滝までの誘導路の照明が不足しているため、改善策を講じることができないかとの問いに対し、あやめ公園周辺の土地は国土交通省の土地であり、町の判断だけで設置するのは難しい。このため、今後は土地を管理する湯田ダムと協議していきたいとする趣旨の答弁がありました。

健康福祉課の審査では、令和6年度に新規事業として取り組む軽度・中等度難聴者補聴器購入助成事業に関し、導入の経緯などを質問しました。町では、身体障害者手帳を交付している方への補聴器の助成は今までもあったが、町民からの要望などを受け、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴者に対し助成する事業である。令和6年度は、大人20人、子供2人分の申請を想定して予算計上したとする趣旨の答弁がありました。

また、介護保険特別会計では、錦秋湖大滝ライトアップに関する経費も計上されており、介護保険との関連性の質問がありました。大滝をライトアップする時期と世界アルツハイマー月

間が重なっており、テーマ色であるオレンジ色を点灯させ、認知症への理解を深めることや事業の周知を図ることを目的に実施したいとする趣旨の答弁がありました。

林業振興課の審査では、森林体験学習ふれあい事業として木の魅力を伝える木育イベント、昨年はニシワガウッドライフフェスという名称で開催されたわけですが、令和6年度の事業計画を問うと、昨年ものに加え、岩手大学の学生も呼ぶなどして6月下旬の開催を計画している。子供から大人まで楽しめるイベントにしていきたい」とする趣旨の答弁がありました。

学務課の審査では、小学校の適正配置に伴い、現在空き校舎となっている旧貝沢小、旧沢内第一小、川尻小、旧下前分校などについて、年間の維持管理がかかっていることから、今後の方向性を質問したところ、いずれの施設も建物共済保険料や周辺の草刈りなど、維持管理費が発生しているが、このうち旧貝沢小、旧沢内第一小は劣化が特に進んでいるので、将来的には解体の方向で検討しているとの趣旨の答弁がありました。

生涯学習課の審査では、自主事業公演業務委託料が計上されており、その想定している事業について質問したところ、大型の鑑賞事業のほか、常設公演として小規模、中規模の公演を増やして来館者を増やしたい。演目としては、民謡や演芸のほか演劇なども予定している。文化創造館開館30周年記念として、各種事業を展開していきたいとする趣旨の答弁がありました。

建設課の審査では、道路除雪費に関し、除雪路線の一部を直営事業から業務委託に変更したことにより、今年度のように降雪が少なかった場合を考慮し、委託料を見直す必要があるのではないかと質問については、委託料額の積算は西和賀町独自のものではなく、他の自治体も使用している単価を基に稼働時間で算出している。今年度事業については、出来高により精算することから、契約金額の変更も生じるものと

考えられる。令和6年度事業に関しても、当然天候により左右されることから、当初予算の過不足は補正予算により対応していきたいとする趣旨の答弁がありました。

上下水道課の審査では、水道事業会計の収益となる水道料金の適正化に関し、水道事業基本構想策定事業において検討するとの話であったが、令和6年度は実施しないのかとの質問に対し、水道施設に関する詳細な資産調査結果を踏まえ、将来的な人口減少などを加味した水需要の減少を勘案し、施設規模の見直しによる効率的な水道維持体制を構築することを根拠に、令和6年度中には方向性を示したいとする趣旨の答弁がありました。

複数の課にわたる事業などに関する総括質疑では、地域おこし協力隊事業に関し質疑がありました。地域おこし協力隊とは、都市部から本町のような過疎地域等の条件不利地域に住民票を移し、地域ブランドの開発や販売、地域の協力を得て、行政だけでは実現の難しい柔軟な地域おこしなどを思う目的で国の施策として行っている事業です。

本町にも多くの地域おこし協力隊が数々の事業を展開しており、成果も上がっていますが、この事業に関し、町で望む事業と隊員が望む事業の行き違いで、すぐ辞める方や定着していない課題を町としてどのように考えているのかとの質問に対し、現在各課では募集し、選考を行っている。令和6年度もこの手法で取り組むが、選考時の面接などでしっかりと町の考えを理解してもらうようにしていく必要があるとの答弁がありました。

この事業は、全国的な事業であることから、隊員の確保が難しいという実態があります。人材確保の面からも、応募時の年齢制限を撤廃してもよいのではないのかとの質問に対しては、年齢の条件設定のない自治体も多いので、年齢より、むしろ能力や資質があるか、そういったところを重視して採用できるように、年齢条件は

撤廃する方向にしたいとの答弁のほか、隊員同士のミーティングなども定例的に開催していないので、この取組も検討していきたいとする趣旨の答弁がありました。

以上が審査過程の各課とのやり取りになります。

最後に、予算審査特別委員長としての所感を述べさせていただきます。令和6年度当初予算審査では、西和賀町第2次総合計画に沿って、町が取り組むべき領域の施策計画や事業の背景、目的などについて、町民目線からの事業が持つ意味などを問う質疑が展開されました。審査の最終日の総括質疑では、令和6年度の主要施策の5つのプロジェクトの事業施策の具体的な取組に質疑の議論が展開されました。

予算は、政策を数値化したものであります。予算執行に当たっては、当初の計画や予算に沿って政策を着実に遂行することが求められています。今後、一層人口減少と高齢化の進展に伴う本町では、財政運営の展望に関し、財政の硬直化がより進むなど、厳しい状況にあると考えます。

将来にわたって町民に対し、行政サービスをいかに維持し、持続して提供していくのか。総合計画や中期財政計画に沿った財政運営の執行、また町長の目指すマニフェストが着実に実行され、持続可能な町政運営と町民福祉の増進に、町長をはじめ職員の皆さんが今まで以上に努力されることを強く望み、以上で予算審査特別委員長の報告とさせていただきます。

議長 委員長は委員長席にお座りください。ただいま予算審査特別委員会委員長の報告が終わりました。

予算審査特別委員会は、当職を除く議員11人で審査を行ったところですが、この際質疑を許します。

なお、質疑は予算審査の経過と結果に対する質疑に限りますので、念のため申し添えます。

これから質疑を行います。質疑を許します。

質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。委員長は自席にお戻りください。

それでは、討論と採決はそれぞれ議案ごとに行います。順次日程に従い進めます。

日程第1、議案第27号 令和6年度西和賀町一般会計予算についてを議題とします。

賛成の通告があります。これから討論に入ります。普本歌織君、真嶋実君、刈田敏君から賛成討論の通告がありました。

初めに、通告はありませんが、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

(なしの声)

議長 次に、原案に賛成する普本歌織君の発言を許します。

普本歌織君。

3番 一般会計予算に賛成の立場で討論いたします。3点申し上げます。

1点目は、健康福祉関係の新事業についてです。先ほど委員長報告でもありましたが、軽度・中等度難聴者、難聴児への補聴器購入助成ですが、こちらは制度の開始を待たれている方も多く、町民の中に期待の声も高まっています。

また、不妊治療費助成金、がん患者医療用補整具購入補助金として、医療用ウィッグの購入補助金など、恐らく対象者は少数であろう補助金制度にも目を向け実現されていることは、まさに町民の福祉の増進につながることに感じました。

今後は運用を行いながら、町民の声に耳を傾け、必要があれば改善の努力を続けていただくことを望みます。

2点目は、教育関連予算についてです。保育所への図書購入予算が組み込まれました。図書は、幼児教育にとり、とても重要な教材の一つです。今年度限りでなく、継続した予算計上が必要です。今後も現場の先生方と連携して、図書環境の充実、保育環境の充実に努めていただ

くことを望みます。

また、小学校の教材費で、保護者負担費用を最小限に抑える旨の質問もさせていただきました。経費の面とともに、何を使ってどういう事業をするのかということが直結している問題です。西和賀が今後どんな教育を目指していくのか、引き続き問題提起させていただきたいと考えています。

3点目は、男女共同参画についてです。これは、町に現在住む人たちが安心して住み続けるためにも、移住者がこの町で暮らしていくためにもとても重要な視点であると考えています。質疑の中で、予算に表れないところで各課で努力されていることが分かりましたし、今後は地域住民が互いに話し合う機会を大切にしていけるとの教育長の答弁もありました。

町長からも、プロジェクトとはしなくとも、全ての人が住みよい町に努力する旨の答弁がありましたので、この問題に対しても町民、議会、当局と力を合わせて今後も取り組んでいくべきであることを訴えます。

以上です。

議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

議長 次に、原案に賛成する真嶋実君の発言を許します。

真嶋実君。

2番 私は、令和6年度一般会計当初予算に対し、賛成の立場で討論させていただきます。

まず、予算の概要について、令和6年度一般会計当初予算は69億5,000万円、前年度と比べ2億700万円増となっております。歳入では、自主財源が14億7,076万円で構成比21.2%、前年との差が4,448万円の減額となります。

歳出では、特殊要因とされる上野々地区公園等整備事業、旧公民館解体事業、下水道事業会計への繰出金及び出資金合わせて1億3,180万円ほどを差し引いても、7,500万円ほどの増額となります。

資産と債務の面では、財政調整基金は令和6年度の見込みは7億6,404万円で、3億841万円29.8%の減少、対する一般会計の町債は81億1,016万円で、令和5年からの圧縮額8,381万円で、圧縮率は1.02%にとどまっております。

以下、意見を申させていただきます。この大変厳しい財務状況の下で、予算審査特別委員会では令和6年度の当初予算が適正で、町の将来に有効なものであるか検証してまいりました。一般会計のほか特別会計予算も含め、町のインフラについては痛みを覚悟しながらの創造的な整理整頓、施設整備の統合、再配置や規模の見直しが求められています。私は、そんな中でも削ることのできない町の未来を築く最も重要なインフラは人と考えております。

昨日、県内の公立高等学校受験の合格発表がありました。西和賀高校は、最終倍率1.23倍、入試合格者は44名で、定員より4名多い新入生を迎えることとなりました。少子化の中、県平均の受験倍率は0.8倍で、軒並み定員割れとなり、2次募集が行われる中、西和賀高校魅力化計画はこれまでの地道な努力の成果が発揮されたものと喜んでおります。

予算審査特別委員会に先立つ一般質問では、子ども・子育て支援事業計画と保育のあり方検討について触れさせていただきました。予算審査特別委員会では、教育という枠を超えて、地域づくり組織の計画づくり、集落支援員の研修、そしてそのあり方、移住定住、地域おこし協力隊員の招聘、健康福祉、またまち・ひと・しごと創生という産業面からも、町の将来を担う人づくりについて熱心な議論が行われました。特にも学校、保育のあり方と教育振興基本計画、子ども・子育て支援事業計画は、今まさに町の将来を左右する最重要課題です。さらに、1年後の令和7年は、第2次総合基本計画の最終年を迎え、令和6年度に次期計画の準備を進めなければなりません。

西和賀町文化創造館銀河ホールは、開館30周

年を迎えます。日本の劇場、公共文化ホールに係る知見の粋を集めて生まれた銀河ホールは、西和賀町の民度の高さを誇る象徴的な存在であると考えます。令和に入ってから5年間は、照明基盤等施設改修が滞り、また新型コロナウイルス感染症対策により施設利用が制限されてまいりました。この間、同会館のあり方検討委員会が組織され、今後の運営については町による直営方式が望ましいとの基本的方向も示されました。

一方で、運営の具体的方法については、あり方検討委員会でさらに検討を進めていく必要がありますが、委員長が再三招集を要望したにもかかわらず、検討委員会開催は年度末にずれ込んでおります。

令和6年度の一般会計当初予算において、開館30周年記念事業を含む自主事業の予算に加え、ギンガク事業にも予算計上いただいたことに敬意を表します。厳しい財政の中で、文化、スポーツ等に予算を割くことは、町民各家庭の財布事情と同様、困難を極めることと理解しています。そうであるからこそ大切な予算をどう生かしていくか、そのプロセスが重要であり、今後はプロジェクトとしての検討委員会、条例設置による運営委員会による検討、また場合によっては企画委員会などを設置し、町民の声をくみ上げた運営プロセスづくりに努めなければなりません。町民との対話は、言うは易く行うは難しで、町職員の限られた人材資源の中、個々の事業立案に際し、町民との対話のプロセスを加えることにためらいを覚えることも理解できます。

しかし、町執行部当局は、もっと町民の声を信頼してもよいのではないのでしょうか。特にもパブリックコメントという手法については、皆さんの声を聞きましたよというアリバイではなく、積極的に町民の声をくみ上げる有効な手段として、運営の改善が求められます。その上で、私たち議会も信頼関係の中での真摯な議論を深めていければと考えます。

令和6年度の一般会計当初予算について、個々の事業を精査すると、限られた予算の中で不十分な内容も多いことは否めません。そのような中でも、町民との対話を深めながら英知を結集するという町長のまちづくりへの決意に期待しながら、令和6年度の一般会計予算案への賛成討論といたします。

議長 次に、原案に反対者の発言を許します。
(なしの声)

議長 次に、原案に賛成する刈田敏君の発言を許します。

刈田敏君。

11番 議案第27号 令和6年度西和賀町一般会計予算について原案に賛成の立場で討論いたします。

令和6年度一般会計予算69億5,000万円、前年比では2億7,000万円、3.1%の増額となっております。概要として、川をいかしたまちづくり事業の実施、旧公民館の解体、下水道事業特別会計及び農業集落排水特別会計の公営企業化に伴う繰出金の増加が要因となっております。

歳入では、期待される寄附金、ふるさと納税について、令和5年度同額と見込んでいるが、さらに増額を目指す取組も進めていただきたい。各分野において、産業の振興と活性化を図ることが今重要と考えます。スピード感を持ち、事に当たることが優先されるべきと思います。

令和6年度の事業について、これまで継続している事業についてはしっかり検証し、さらに事業の推進を図ること、目的を明確にして進むこと、新規事業ではビジョンを明確に、失敗を恐れず事に当たっていただきたいと思います。

令和6年度事業について、何点か申し上げます。集落支援センター運営事業、まだ道半ばと思いますが、さらに活動を展開し、集落の困り事の解決のため、支援員の活動が充実できる環境づくりを進めていただきたい。

地域おこし協力隊については、各分野においても一工夫しながら、当初予算目的達成の執

行に当たっていただきたい。

一般質問でも取り上げましたが、DXの推進については、多大なコストの削減、業務の最適化、生産の向上を目指し、いかにマンパワー不足を解消するか、横断的に統一した環境整備に取り組んでいただきたい。

最後になりますが、西和賀高校魅力化支援事業、そして西和賀高校に關係する各事業について、これまでの成果が見え始めていることは西和賀町にとっても大きな成果であり、今後に対する期待というものはさらに大きくなるものと思います。過去を振り返ってみたとき、今の状況を果たして予測できたことでしょうか。これまで關係されてこられた皆さん、そしてご協力、ご理解していただいた町民の皆様に改めて感謝申し上げます。これからさらに魅力化を進めていかなければならない状況にあると思います。引き続き、町民の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。今回改めて、やればできるということを感じたところであります。令和6年度当初予算事業に当たっても、何事も諦めずモチベーションを上げ、町民の皆さんとともに取り組んでいきましょう。

以上、議案第27号 令和6年度西和賀町一般会計予算について賛成の立場で討論いたします。

議長 次に、原案に反対者の発言を許します。
ありませんか。

(なしの声)

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

直ちに表決に入ります。

議案第27号 令和6年度西和賀町一般会計予算についてを採決します。

本予算に対する委員長報告は可決すべきであります。

委員長報告のとおり、可決することに賛成の

方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第2、議案第28号 令和6年度西和賀町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

質疑を省略し、これから討論に入ります。普本歌織君から反対討論の通告がありました。

初めに、原案に反対する普本歌織君の発言を許します。

普本歌織君。

3番 私は、国民健康保険特別会計予算について反対の立場で討論いたします。

町民が納める国民健康保険の保険料について申し上げます。まず、保険料全体としては、9月定例会での決算審議の中で、財政調整基金を活用しながら引き下げ、これを継続する努力をしているということで、これは大変評価していますし、支持するものです。

しかし、子供の均等割負担家庭に対しては、減免の検討をしていない。議会としても令和4年12月議会において、子育て世帯の経済的負担軽減のために、国民健康保険税の18歳までの子どもの均等割りの減免を求める請願書、こちらを採択した経緯があります。子供の均等割減免について、早急に検討し、実現するよう求めるものです。

以上です。

議長 次に、通告はありませんが、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

(なしの声)

議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

直ちに表決に入ります。

議案第28号 令和6年度西和賀町国民健康保

険特別会計予算についてを採決します。

本予算に対する委員長報告は可決すべきであります。

委員長報告のとおり、可決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第3、議案第29号 令和6年度西和賀町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

質疑を省略し、これから討論に入ります。真嶋実君から賛成討論の通告がありました。

初めに、通告はありませんが、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

(なしの声)

議長 次に、原案に賛成する真嶋実君の発言を許します。

真嶋実君。

2番 令和6年度西和賀町後期高齢者医療特別会計当初予算に対して賛成の立場で討論させていただきます。

令和6年度の当初予算は1億17万円、前年度と比べ285万円増となっております。後期高齢者医療特別会計は、岩手県後期高齢者医療連合により制度運用が一本化されており、予算自体は、町独自で組み立てる内容ではありません。私は、岩手県後期高齢者医療連合の議員に町議会より選出されており、町の皆さんに制度の理解をお願いする意味を含めて一言述べさせていただきます。

現在後期高齢者医療に係る第3期保健事業実施計画、いわゆるデータヘルス計画と呼ばれるものの案が国民健康保険制度と期を合わせて作成されております。本計画の重要指標の中に、西和賀町は健診受診率が低いということ、1人当たりの医療費が高いことに危惧を抱いているところです。

予算審査特別委員会に先立つ一般質問で、令和2年度から受診対象者見直しにより、受診対象者の捉え方が拡大されたとの説明を当局から受けました。新たに受診対象者となった生活習慣病治療中、また在宅介護サービスの利用者については、データとしてはカウントされていないが、かかりつけの医療機関の受診状況を把握し、様々な機会を通じて高齢者一人一人の健康管理に努めているとのこと。

1人当たりの医療費が高額になっていることは、当町の高齢化が岩手県内でも特に進んでおり、90歳以上の高齢者人口増加が要因の一つと考えられます。平均余命、平均自立期間の指標で、西和賀町は男性は平均自立期間が79.4歳、平均余命は80.9歳で県平均の値、女性では平均自立期間が86.9歳、平均余命は91.5歳と県内自治体で1位となっています。また、健康状態不明者割合は0.50%で、県内で最も少なくなっております。

令和6年度の健康診査については、岩手県後期高齢者医療広域連合から指針が出されたことを踏まえ、新しい基準による受診対象者に広く健康診査の受診を進めていきたいとしております。

後期高齢者医療連合については、広域医療連合による制度の県内一律運用により、自治体ごとの負担が平準されていること、所管担当課である健康福祉課による実際の運用により、町民の健やかで幸いなるシニアライフが維持されていることに敬意を表し、賛成の討論といたします。

議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

議長 ほかに討論のある方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

直ちに表決に入ります。

議案第29号 令和6年度西和賀町後期高齢者

医療特別会計予算についてを採決します。

本予算に対する委員長報告は可決すべきであります。

委員長報告のとおり、可決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第4、議案第30号 令和6年度西和賀町介護保険特別会計予算についてを議題とします。

質疑を省略し、これから討論に入ります。通告はありませんが、討論のある方はこれを許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なしの声)

議長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

直ちに表決に入ります。

議案第30号 令和6年度西和賀町介護保険特別会計予算についてを採決します。

本予算に対する委員長報告は可決すべきであります。

委員長報告のとおり、可決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第5、議案第31号 令和6年度西和賀町温泉事業特別会計予算についてを議題とします。

質疑を省略し、これから討論に入ります。通告はありませんが、討論のある方はこれを許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なしの声)

議長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

直ちに表決に入ります。

議案第31号 令和6年度西和賀町温泉事業特別会計予算についてを採決します。

本予算に対する委員長の報告は可決すべきであります。

委員長報告のとおり、可決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第6、議案第32号 令和6年度町立西和賀さわうち病院事業会計予算についてを議題とします。

質疑を省略し、これから討論に入ります。通告はありませんが、討論のある方はこれを許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なしの声)

議長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

直ちに表決に入ります。

議案第32号 令和6年度町立西和賀さわうち病院事業会計予算についてを採決します。

本予算に対する委員長の報告は可決すべきであります。

委員長報告のとおり、可決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第7、議案第33号 令和6年度西和賀町水道事業会計予算についてを議題とします。

質疑を省略し、これから討論に入ります。通告はありませんが、討論のある方はこれを許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なしの声)

議長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

直ちに表決に入ります。

議案第33号 令和6年度西和賀町水道事業会計予算についてを採決します。

本予算に対する委員長報告は可決すべきであります。

委員長報告のとおり、可決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第8、議案第34号 令和6年度西和賀町下水道事業会計予算についてを議題とします。

質疑を省略し、これから討論に入ります。通告はありませんが、討論のある方はこれを許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なしの声)

議長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

直ちに表決に入ります。

議案第34号 令和6年度西和賀町下水道事業会計予算についてを採決します。

本予算に対する委員長の報告は可決すべきで

あります。

委員長報告のとおり、可決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

ここで2時5分まで休憩します。

午後 1時55分 休 憩

午後 2時05分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開します。

続いて、日程第9、議案第35号 町道の路線廃止について並びに日程第10、議案第36号 町道の路線認定については関連がありますので、一括で上程し、議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま一括上程になりました議案第35号 町道の路線廃止について、議案第36号 町道の路線認定について、廃止路線、認定路線とも関連がありますので、両議案一括して提案理由を申し上げます。

町道の路線廃止及び路線認定について、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

詳細については担当課から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 建設課長。

建設課長兼上下水道課長 それでは、ご審議をお願いするのは、現在認定されている町道大鍵沢線及び町道川尻廻戸川線の路線を廃止し、起点表示の修正及び終点変更を行い再認定するものであります。

初めに、路線番号110番、路線名、町道大鍵沢線であります。路線廃止、路線認定議案及び参考資料の図面を御覧ください。起点は、西和賀町沢内字鍵飯17地割25番地先を西和賀町沢内字鍵飯17地割25番1地先に修正するものでありま

す。終点は、西和賀町沢内字弁天25地割123番地16先を西和賀町志賀来国有林1049い林小班地先に変更するものであります。変更後の延長は、2,990.4メートルを828.4メートルに、幅員は6.7メートルないし3.4メートルであります。

次に、路線番号234番、路線名、町道川尻廻戸川線であります。起点は、西和賀町川尻41地割72番地2先を西和賀町川尻41地割72番1地先に修正するものであります。終点は、国有林28林班を西和賀町川尻国有林1028い3林小班地先に変更するものであります。変更後の延長は、5,577.5メートルを3,704.1メートルに、幅員は15.03メートルないし4.0メートルであります。

両路線は、国有林内に通ずる町道で、岩手南部森林管理署の大鍵沢林道及び廻戸川林道と併用林道協定を締結し、認定しておりましたが、認定道路延長と協定路線終点などに差異があったことから、現道を一旦廃止し、再度認定を行うとするものであります。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

質疑は一括で、討論と表決はそれぞれ議案ごとに行います。

これから質疑を行います。質疑をされる場合は、議案番号を明示してください。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論及び表決に入りますが、討論及び表決は議案ごとに行います。

初めに、議案第35号 町道の路線廃止については討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。議案第35号 町道の路線廃止についてを採決

します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第36号 町道の路線認定については討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第36号 町道の路線認定についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第11、議案第37号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更することについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第37号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更することについて提案理由を申し上げます。

左草地区内の遠距離通学児童生徒の登下校の安全確保のため、車両の老朽化が著しいスクールバスの更新が必要となり、スクールバス整備事業の追加が見込まれるため、左草辺地に関わる総合整備計画の一部変更を行おうとするものです。

変更内容の資料として、変更前と変更後の総合整備計画書を添付していますので、そちらを御覧ください。3、公共的施設の整備計画の表について、施設名に通学施設を、事業主体名に町を、事業費に1,200万円を、財源内訳の一般

財源に1,200万円を、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額に1,200万円をそれぞれ追加し、合計の欄の事業費を3,200万円にし、財源内訳の一般財源を1,880万円に、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を1,880万円にそれぞれ変更するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第37号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更することについてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第12、議案第38号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更することについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第38号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更することについて提案理由を申し上げます。

若畑地区内の災害に対する非常備消防組織の強化を図り、住民生活の安全性の確保を図るため、小型動力ポンプ付積載車の更新が必要となり、小型動力ポンプ付積載車整備事業の追加が

見込まれるため、若畑辺地に関わる総合整備計画の一部変更を行おうとするものです。

変更内容の資料として、変更前と変更後の総合整備計画書を添付していますので、そちらを御覧ください。３、公共的施設の整備計画の表について、施設名に消防施設を、事業主体名に町を、事業費に1,000万円を、財源内訳の一般財源に1,000万円を、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額に1,000万円をそれぞれ追加し、合計の欄の事業費を6,000万円に、財源内訳の一般財源を2,700万円に、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を2,700万円にそれぞれ変更するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。
質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第38号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更することについてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第13、議案第39号 西和賀町温泉会館槻沢温泉「砂ゆっこ」の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第39号

西和賀町温泉会館槻沢温泉「砂ゆっこ」の指定管理者の指定について提案理由を申し上げます。

西和賀町温泉会館槻沢温泉砂ゆっこにつきましては、令和6年3月31日をもって指定管理者としての指定期間が終了することから、西和賀町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定により公募したところ、株式会社西和賀産業公社1者により申請があったことから、提出された申請書類及び面接による審査を行った結果、適当と認め、引き続き株式会社西和賀産業公社を指定管理者に指定するものであります。

なお、指定期間につきましては、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間とするものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。
質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第39号 西和賀町温泉会館槻沢温泉「砂ゆっこ」の指定管理者の指定についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第14、議案第47号 西和賀町川

尻体育館解体工事請負変更契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長　ただいま上程になりました議案第47号西和賀町川尻体育館解体工事請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて提案理由を申し上げます。

令和5年8月1日に議決いただいた第1回の請負変更契約の専決処分を10月23日、第2回の請負変更契約の専決処分を11月13日、第3回の請負変更契約を12月5日に行った西和賀町川尻体育館解体工事について、第4回の請負変更契約が必要となったことから、地方自治法第96条第1項第5号及び西和賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

1、工事名、西和賀町川尻体育館解体工事。

2、工事場所、西和賀町川尻地内。

3、変更の内容、請負金額を8,680万2,100円から9,369万300円に、688万8,200円の増額を行うものです。

4、請負者、西和賀町川尻40地割90番地2、有限会社菅政組、代表取締役、菅原政一。

請負金額の変更の主な内容は、地中ばり撤去後の土質の状態が非常に悪いため、地盤沈下や舗装に影響が考えられることから、土の置き換えに関わる費用、舗装範囲の拡大、のり面保護のため、排水側溝の設置などに関わる費用を増額するものです。

また、参考として、本請負変更契約において、議会の議決事項とならない工期について、降雪期に入り適正な施工ができなくなったことから、令和6年3月31日までの工期を令和6年5月31日までの工期に変更するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長　提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

北村嗣雄君。

1番　この件については、補正のときも若干質疑しましたけれども、昨年度数回にわたって補正されております。それで、今回いわゆる再契約が必要になったということは、理由は町長の説明で理解したのですが、当初の調査でやはり不可能だったのがこの調査、追加というか再契約になった要因について、その辺が今後、再度このような結果が発生する事例としてもないわけではないのですが、その辺はどのような受け止め方をしているか伺います。

議長　生涯学習課長。

生涯学習課長　3月議会の補正の際にもお話ししましたけれども、今回の土の置き換えについては、やはり今まで建物があって、実際に開けてみないと分からなかった部分で、事前に予測できなかった部分のものになりますので、その必要経費について今回変更させていただきたいという提案になります。

以上です。

議長　北村嗣雄君。

1番　結果としては分かりますけれども、ただ今後のこともありますので、やはりその辺は、補正のときも申し上げましたけれども、専門的な知識を持っている業者さんなり、そういうことが今後当然必要になると思うのですけれども、別に生涯学習課が担当してどうのこうのではないのですけれども、以前に給食センター建設のときも同僚議員が申し上げたのですけれども、やっぱりこうした施設に対しての、我々素人には難しいような、そうした事情も発生しますから、今後そういう形を十分に生かしながら、補正もそうですが、民間では考えられない事態ですので、その辺を今後に生かしていただきたいと思います。

質問というより、今後の事例もあると思いますので、以上です。

議長 質問でないともずいので、答弁していただきます。

1 番 今後の対策としては、そうしますとこの再契約で、補正とかは考えられなくてもよろしいですか。その辺を伺います。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 今回の解体工事につきましては、これ以後の変更はないものと考えております。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第47号 西和賀町川尻体育館解体工事請負変更契約の締結に関し議決を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第15、議案第40号 財産の無償貸付についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第40号 財産の無償貸付について提案理由を申し上げます。

このたび無償貸付けしようとする財産は、西和賀町上野々39地割190番地1の土地であります。株式会社ベストから企業等向け住宅の建設を行うため、上記土地を活用したい旨の申出がありました。町においては、地域産業の担い手となる若者等の受入れ環境整備と定住促進、土地の有効活用を図るため貸付けを行おうとする

ものです。

1、無償貸付けをする財産は、所在、西和賀町上野々39地割190番地1、種別、土地、細目、原野、1,005平方メートル。

2、無償貸付けの相手方は、北上市滑田6地割38番地1、株式会社ベスト、代表取締役、藤原澄夫。

3、無償貸付けの目的は、上記財産を上記相手方に無償で貸し付けることにより、当該相手方が企業等向け住宅建設を行い、もって地域産業の担い手となる若者等の受入れ環境整備と定住推進を図ることを目的とする。

4、無償貸付けの条件は、無償で貸し付ける財産は、企業等向け住宅用地に使用するものとし、他の目的に供してはならない。

5、無償貸付けの期間は、貸付契約締結日から10年間。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

刈田敏君。

1 1 番 何棟ぐらい建つとかという詳細については、どのような形で進んでいくのか、その辺が分かれば報告願いたいと思います。

議長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 答えいたします。

ただいまのご質問に直接お答えする前に、まず今回の経緯について若干ご紹介させていただきたいと思います。町内の一部企業、事業者におきましては、かねてより町外から若年者を新規雇用してきたところでありましたが、この際必ず住居の問題が生じ、町営住宅や、数は少ないですが民間アパートなどで対応していただいております。ただ、どうしても物件数が限られており、需要に見合うような十分な対応ができていない状況にありまして、今も

この課題解消には至っていないことは議員もご承知のことと思います。このことが、たまたまこれまで度々企業版ふるさと納税で寄附をいただいている株式会社ベストの藤原社長の耳目に触れることになり、今回の住宅整備のお申出をいただいたところであります。藤原社長におかれましては、本町に対しまして重ね重ねご好意をお寄せくださり、改めて心から感謝を申し上げます。

その上で、ただいまのご質問にお答えいたしますけれども、今回のこの取組ですけれども、広い意味での官民連携事業になるものと認識をしております。したがって、本議案の議決をいただいた後に、当該土地の無償貸付けに係る契約と事業実施の方法等を定めた連携協定をベスト様との間で結ばせていただくことになろうかと思えます。その後、建築工事に伴っての諸調査や準備等を経た上で、直ちに着工可能な限り早期の工事完了、入居開始を見込むものであります。

住宅の規模等でございますけれども、詳細については今後ベスト様のほうからご提案をいただくことになっておりますけれども、今回の経緯からすれば、単身者向けのいわゆるアパートのようなものを想定しているところであります。棟数につきましても、今後ベスト様からの提案になるかと思えますけれども、町として想定しているのは、棟数としては1棟を想定しているところでございます。

議長 刈田敏君。

11番 いわゆる住宅のみにということで、町では考えていることですか、この土地を利用する上で。それに関わる車庫とか、そういうのもあると思うのですけれども。

議長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

議案にもあるとおり、無償貸付けの条件としては企業等向け住宅用地に使用するものとし、ほかの目的に供してはならないとしております。

ただいま議員から車庫のお話もありましたけれども、車庫につきましては現在のところ想定はしておりません。

議長 高橋宏君。

8番 私からも1点確認したいです。

趣旨については、十分理解いたしました。ここにある企業向けという点についてですけれども、町内の企業だけでなく、そこに住みながら町外、横手、北上方面に行く方も対象というふうに考えてよいのでしょうか。

議長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 無償貸付けの目的では、もって地域産業の担い手となる若者等の受入れ環境整備としておりますので、ただいま議員からのご質問にありました町外への通勤者に関しましては、この目的からすると対象にはならないものと考えているところでございます。

議長 高橋宏君。

8番 運営してからのことになると思うのですけれども、今若者は転職はよくあることだと思います。町内の企業に入っていて、借りていて、町外の企業に移った場合は、基本的にはほかのほうに移ってもらうというふうに考えられるということでしょうか。

議長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

追って、今後ベスト様との間で連携協定を結ばせていただきます。そういったところも含めまして、協定事項に盛り込むことになるかとは思いますが、現時点ではちょっとそこら辺、その辺までの断定的なことは控えさせていただきます。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第40号 財産の無償貸付についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第16、議案第41号 財産の無償貸付についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第41号 財産の無償貸付について提案理由を申し上げます。

このたび無償貸付けしようとする財産は、深澤晟雄資料館として整備された建物の用地であります。現在特定非営利活動法人深澤晟雄の会に無償貸付けしておりますが、同法人から引き続き深澤晟雄の功績と精神を広く知ってもらうための活動を行いたいとの申出があったことから、土地の有効活用を図るため、引き続き貸付けを行おうとするものです。

1、無償貸付けをする財産は、所在、西和賀町沢内字太田2地割68番地の内、種別、土地、細目、宅地、240平米。

2、無償貸付けの相手方は、西和賀町湯本30地割86番地10、特定非営利活動法人深澤晟雄の会、理事長、加藤和夫。

3、無償貸付けの目的は、上記相手方が運用する深澤晟雄資料館の用地として、上記財産を無償で貸し付けることにより、同資料館の利便性の向上を図ることを目的とする。

4、無償貸付けの条件は、無償で貸し付ける財産は、深澤晟雄資料館の用地として使用するものとし、他の目的に供してはならない。

5、無償貸付けの期間は、貸付契約締結の日から令和10年6月30日まで。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第41号 財産の無償貸付についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第17、議案第42号 財産の無償貸付についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第42号 財産の無償貸付について提案理由を申し上げます。

このたび無償貸付けしようとする財産は、旧西和賀町立越中畑小学校の校舎であります。現在特定非営利活動法人新田郷コミュニティー雪つばきの里に無償貸付けしておりますが、同法人から引き続き高齢者が安心して暮らせる介護サービス施設の運営と地域の活性化を図りたいとの申出があったことから、施設の有効活用を図るため、引き続き貸付けを行おうとするものです。

1、無償貸付けをする財産は、(1)、建物、旧西和賀町立越中畑小学校校舎、所在、西和賀

町越中畑64地割1番地20、構造、鉄筋コンクリート造り2階建て、面積、954平米。

(2)、その他、附属する設備及び備品を含む。

無償貸付けの相手方は、西和賀町越中畑64地割1番地20、特定非営利活動法人新田郷コミュニティ雪つばきの里、理事長、早川久衛。

3、無償貸付けの目的は、上記財産を上記相手方に無償で貸し付けることにより、当該相手方が小規模多機能ホーム及び有料老人ホームの運営を円滑に行い、もって住民への福祉サービスの充実を図ることを目的とする。

4、無償貸付けの条件は、無償で貸し付ける財産は、小規模多機能ホーム及び有料老人ホームの運営に使用するものとし、他の目的に供してはならない。

5、無償貸付けの期間は、貸付契約締結の日から令和13年12月31日まで。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。
質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第42号 財産の無償貸付についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

ここで資料配付のため暫時休憩します。

午後 2時40分 休憩

午後 2時42分 再開

議長 休憩を解き会議を再開します。

続いて、日程第18、議案第43号 権利を放棄することに関し議決を求めることについて並びに日程第19、議案第44号 権利を放棄することに関し議決を求めることについては関連がありますので、一括で上程し、議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第43号 権利を放棄することに関し議決を求めることについて、議案第44号 権利を放棄することに関し議決を求めることについて提案理由を申し上げます。

町営住宅等事業において、住宅使用料等については受益者負担の公平性を担保しつつ、その徴収に努めてきたところでありますが、債務者の死亡、所在不明の理由により、今後徴収の見込みが明らかでない債権について、地方自治法第96条第1項第10号の規定により権利を放棄することに関し、議決を求めるものです。

初めに、議案第43号 権利を放棄することに関し議決を求めることについて説明いたします。

1、放棄する権利の内容は、特定公共賃貸住宅使用料債権及び浄化槽使用料債権1件、172万7,500円。

2、債務者は、個人1人。

3、放棄する理由は、債務者本人が死亡し、相続人及び財産の存否も明らかでないため債権を放棄するものです。

4、権利を放棄する時期は、本議案の議決の日です。

次に、議案第44号 権利を放棄することに関し議決を求めることについて説明いたします。

1、放棄する権利の内容は、特定公共賃貸住宅使用料債権及び浄化槽使用料債権1件、393万3,400円並びに町営住宅使用料債権1件、24万円。

2、債務者は、個人2人。

3、放棄する理由は、債務者の所在が不明であり、財産の存否も明らかでない債権を放棄するものです。

4、権利を放棄する時期は、本議案の議決の日です。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

質疑は一括で、討論と表決は議案ごとに行います。

これから質疑を行います。質疑をされる場合は、議案番号を明示してください。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論及び表決に入りますが、討論及び表決は議案ごとに行います。

初めに、議案第43号 権利を放棄することに関し議決を求めることについては討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第43号 権利を放棄することに関し議決を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第44号 権利を放棄することに関し議決を求めることについては討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第44号 権利を放棄することに関し議決

を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第20、議案第45号 権利を放棄することに関し議決を求めることについて並びに日程第21、議案第46号 権利を放棄することに関し議決を求めることについては関連がありますので、一括で上程し、議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま一括上程になりました議案第45号 権利を放棄することに関し議決を求めることについて、議案第46号 権利を放棄することに関し議決を求めることについて提案理由を申し上げます。

水道事業において、水道料金等については受益者負担の公平性を担保しつつ、その徴収に努めてきたところでありますが、債務者の死亡、所在不明の理由により、今後徴収の見込みが明らかでない債権について、地方自治法第96条第1項第10号の規定により権利を放棄することに関し、議決を求めるものです。

初めに、議案第45号 権利を放棄することに関し議決を求めることについて説明いたします。

1、放棄する権利の内容は、水道料金債権2件、9万1,071円。

2、債務者は、個人2人。

3、放棄する理由は、債務者本人が死亡し、相続人及び財産の存否も明らかでないため債権を放棄するものです。

4、権利を放棄する時期は、本議案の議決の日です。

次に、議案第46号 権利を放棄することに関し議決を求めることについて説明いたします。

1、放棄する権利の内容は、水道料金債権3件、

質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

同意第1号 西和賀町監査委員の選任に関し同意を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は同意することに決定しました。

続いて、日程第23、請願・陳情第4号 政治資金規正法違反事件の徹底解明を求める請願書を議題とします。

総務教民常任委員会委員長、柳沢安雄君より審査終了の旨の報告があります。柳沢委員長より審査結果についての報告を求めます。

柳沢安雄君。

10番 それでは、総務教民常任委員会に付託されました請願・陳情の審査結果を報告いたします。

政治資金規正法違反事件の徹底解明を求める請願書でございます。

請願者は、新日本婦人の会沢内支部代表、高橋千賀子氏、新日本婦人の会湯田支部代表、佐藤晶子氏でございます。

紹介議員は、普本歌織議員、真嶋実議員でございます。

この請願の審査を令和6年3月6日に、本会議終了後、湯田庁舎3階会議室において、委員5人全員により審査を行いました。

本請願の趣旨は、国民の信用に応え、政治の信頼を取り戻すため、政治資金規正法違反事件の徹底解明を行うよう強く要望するというもの

であります。

審査では、委員会から、国会全体の政治不信を招いているのは大きな問題であり、一地方議員として、一地方議会としてもその徹底的な解明を求めるべきだとして採択すべきとの趣旨の意見や、一方あくまでも国の政治、政党に関わる問題であり、地方議会が判断する事案としてはなじまないのではないかなという意見もございました。

委員会での審査においては、結論を出さず、状況を見守るために審査を継続する継続審査という方法もありますが、このことに対しては、今現に起こっている問題であり、継続審査とすべきではないとの意見がありました。

委員長としては、多数決による採択ではなく、可能な限り議論を尽くし、全会一致での結論を導き出そうとしたところがございますが、膠着状態が続きまして、そこで会期中に改めて常任委員会を招集し、再審査することも可能でありましたが、このまま膠着状態が続くだろうと思われたほか、委員の意見を総合的に判断し、採択すべき、不採択とすべき、継続審査とすべきの3択から表決を取り、決することと判断したところでございます。

その結果、採択すべきが多数を占めたことから、委員会としては採択すべきとの結論に至りました。

以上で委員長報告といたします。どうぞよろしく願いいたします。

議長 委員長は委員長席にお座りください。柳沢委員長の報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。柳沢委員長は自席にお戻りください。

これから討論に入ります。刈田敏君から反対討論の通告がありました。

初めに、原案に反対する刈田敏君の発言を許

します。

刈田敏君。

1 1 番 請願・陳情第4号 政治資金規正法違反事件の徹底説明を求める請願書について反対の立場で討論いたします。

今回出された請願は、党の派閥による政治資金問題に関しての請願です。この件に関して、現在も検証、改善の方向で進んでいると認識しているところであります。

反対理由、特定の政党に対して、地方議会である当西和賀町議会が請願を提出することが果たして妥当なのか。政党は主義主張であり、それぞれこの国の将来を思い活動しています。過去において、湯田町、沢内村、西和賀町議会においても、このような請願はなかったと記憶しております。このことが町全体、全町民の利益に働くものではないと考えます。

西和賀町議会基本条例第2章第2条、「議会は、町民主権を基礎とする町民の代表機関であることを常に自覚し、公正、透明及び信頼を重んじた、町民に開かれた議会及び町民参加を不断に推進する議会を目指して活動する」とあることによって、請願に対して賛同できかねます。

政治資金規正法違反事件の徹底説明を求める請願書について反対討論といたします。

議長 次に、通告はありませんが、原案に賛成者の発言を許します。

高橋宏君。

8 番 8 番、高橋宏です。私は、ふだん政権与党であります。自民党を支持する立場で政治活動を行っております。また、本町からは、自民党籍の国会議員が出ており、町のためにも非常に活躍していただいております。

ですからこそ、今この政治不信を招いているのは、政権与党の今回の問題であり、自民党の総裁である岸田首相も徹底説明をするというふうにしております。政権与党である自民党の中から徹底説明をし、そして信頼回復をしていただく、それこそが政治不信回復の一番の道だ

と思っておりますので、私は賛成の立場で討論いたします。

議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

普本歌織君。

3 番 私は、賛成の立場で討論いたします。

この請願の趣旨は、個別の政党を批判する意図ではないと考えます。しかし、政権与党であり、徴税を行う立場の政権政党がこのような事件を起こしていることに対する町民の批判の声は大きいと考えます。国民が真面目に、確定申告のために一円単位で領収書をそろえて申告しているにもかかわらず、国会議員は政策活動費とすれば領収書は要らない、しかも納税の義務を曖昧にしている、そのことに批判が集中しているものと思います。

この請願は、採択すべきだと考えます。

以上です。

議長 ほかに討論のある方はございますか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

直ちに表決に入ります。

請願・陳情第4号 政治資金規正法違反事件の徹底説明を求める請願書を採決します。

本件に対する委員長報告は採択すべきであります。

委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立少数であります。

したがって、本件は不採択とすることに決定しました。

以上で本定例会の全ての議事を終了しました。

今年度の定例会はこれで最後となりました。

昨年は、町議会議員選挙があり、12人のうち6人の新人議員が当選し、本議会も大きく若返りました。全国的に見れば、地方議会の担い手不

足が大きな問題となり、議員定数に満たず、定数を割る議会も生じています。このような状況下にあつて、西和賀町議会としても議員定数、議員報酬、開かれた議会のあり方等々を改めて今後検討していく必要があると感じているところであります。

あわせて、この３月末日をもって退職される職員の数名がおりますが、宇都宮清美会計管理者もこの３月末をもって定年退職すると聞いております。宇都宮会計管理者におかれましては、長らく要職を務め、通常業務のほか議会対応という重責を担っていただきました。宇都宮会計管理者が長きにわたり各種の事務事業に携わり、他の職員の模範として事務執行をされたことに、議長、議会として感謝申し上げます。そして、お疲れさまでした。第２の人生のスタートに当たり、今後のご健勝とご活躍をご期待申し上げ、前途洋々あれとお祈りいたします。

これをもって第７回西和賀町議会定例会を閉会します。大変お疲れさまでございました。

午後 ３時０７分 閉 会